

# クーリング・オフで 契約を解除できる場合があります。

訪問販売や訪問購入、電話勧誘でやむなく契約をしてしまった場合、契約書面を受け取った日から一定期間内であれば無条件で契約を解除できるクーリング・オフという制度があります。

## クーリング・オフができる期間

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売（キャッチセールスなども含む）</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●特定継続的役務提供（エステ・美容医療・語学教室・結婚情報サービスなど）</li> <li>●訪問購入（買い取り）</li> </ul>	<b>8日以内</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●連鎖販売取引（マルチ商法）</li> <li>●業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法など）</li> </ul>	<b>20日以内</b>

- 通信販売  
インターネット通販、カタログショッピング、テレビショッピングなど  
※返品は販売店の条件に従うことになります。
- 営業としての取引  
※連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引を除く。
- 3,000円未満の現金取引
- 原則、自ら店に出向いてした取引
- 使用してしまった消耗品

クーリング・オフ  
できないものも  
あります



## クーリング・オフの方法

- 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内に、はがきまたはメールで「契約を解除する」旨を通知します（例参照）。
- クレジット契約した場合には、同時にクレジット会社にも通知します。
- 返金してもらい、手元にある商品を引き取ってもらいます。
- 関係書類・データは5年間保管してください。

はがき  
での  
通知例

- ▶宛先は販売会社の住所と「〇〇株式会社 代表者様」とする。
- ▶両面コピーをとって保管する。
- ▶送った証拠が残る「簡易書留」か「特定記録郵便」で発送する。

### 通知書

契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社 ○〇株式会社  
販売担当者 ○○○○  
上記契約は解除します。  
支払い済みの○○○○円を返金し、商品はお引き取りください。  
(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

メール  
での  
通知例

宛先: XXXXX@XXX.co.jp  
件名: クーリング・オフ  
〇〇株式会社 御中  
次の契約を解除します。  
契約年月日 ○年○月○日  
商品名 ○○○○  
契約金額 ○○○○円  
販売会社 ○〇〇〇株式会社  
担当 ○○○○  
支払い済みの○○○○円を返金し、商品はお引き取りください。  
(通知を送った年月日)  
(自分の住所・氏名)

- ▶クーリング・オフの送付先アドレスが指定されている場合はそこに、分からない場合は代表メールアドレスに送付する。
- ▶送信済みメールやメール送信記録画面のスクリーンショットなど、通知内容と発信日がかかるデータを保存する。

●クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
相談員が問題解決の方法と一緒に探します。  
**あきらめないで、まずは相談を！**

い や や いや  
**☎ 188** (嫌や！悪質商法)

ひとりで悩まず  
相談しましょう



お住いの郵便番号などを入力いただくと、現在開所しているお近くの消費生活センターへお繋ぎします。国民生活センターに繋がることもあります。



消費者庁や国民生活センターでは、消費者被害や消費者事故を防ぎ、安心して生活するために注意していただきたい情報を日々発信しています。

消費者庁  
ウェブサイト



国民生活  
センター  
ウェブサイト



# 困ったときは

# 壬生町消費生活センター

## にご相談ください。

身近な消費生活に  
関するトラブルは  
お気軽に  
ご相談ください。



相談員には守秘義務  
がありますので、安心  
してご相談ください。



電話でも来所でも  
相談をお受けします。  
相談料は無料です



多重債務  
商品・契約トラブル  
悪質商法・製品事故  
契約・購入前  
のご相談



### 消費生活センター案内図 (壬生町役場内)



## 壬生町消費生活センター

開所日：平日（祝日、12/29～1/3を除く）  
開所時間：9:00～12:00/13:00～16:00

電話 ☎0282-82-1106

## 訪問販売

### 訪問販売

自宅に来たセールスマンから勧誘され、住宅リフォームや新聞購読の契約をした。



### 点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で高額な契約を迫られた。

無料点検したところ、今すぐ工事しないと危険です。



### 次々販売

訪問販売で次々と布団や浄水器など商品を購入させられた。



### S F 商法

「景品プレゼント」などと人を集め、締め切った会場で雰囲気盛り上げ、最終的には高額な商品売りつけられた。



### 訪問購入

電話で「不用品をなんでも買い取る」と言われ約束したが、「貴金属を見せて」としつこく言われ安値で買い取られた。



## 電話勧誘

投資マンション、電気、子供の学習教材、健康食品などの勧誘電話がしつこくかかってくる。断ったのに商品が送られてきた。



## 架空請求

実際には利用していないのに、「未納料金があります」「法的手続きに移行します」等と書かれたハガキやメールが送られてきた。



## 通信販売

### 通信販売

インターネット、カタログ、テレビ等を見て、商品を購入したが、注文品と違うものが届いた。または商品が届かない。



### 定期購入トラブル

初回の安さにひかれ注文したが、解約するなら差額を支払えと言われた。「いつでも解約可能」なのに電話が繋がらない。



## インターネットトラブル

### 光回線トラブル

電話や訪問で、「電話やインターネット料金が安くなる」と勧誘され契約したが、実際には安くならなかった。



### 課金トラブル

クレジットカードの高額な請求に驚いて調べてみると、子供がオンラインゲームで、保護者に無断で課金を繰り返していた。



### 副業サイトトラブル

「誰でも簡単に副収入」という広告を見て、手数料を払い仕事を始めたが、全く収入にならない。



## 還付金等詐欺

役場職員を名乗るものから電話があって、「保険料の過払い金がある」「税金の戻りがある」等と言われ、ATMの操作をさせられ現金をだまし取られる。



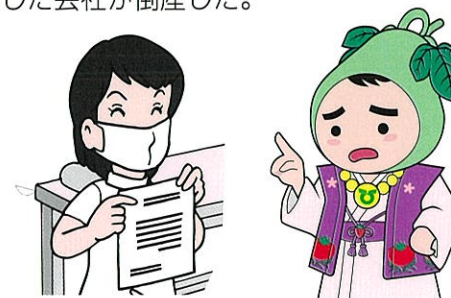
## 利殖商法

「元本保証で必ず儲かる」と言われ投資した。しばらく配当があったが、その後途絶え連絡が取れなくなった。



## 美容医療のトラブル

脱毛・エステ・美容整形など、お試しだけのつもりが高額なローンの契約をしてしまった。契約した会社が倒産した。



## 多重債務

クレジットカードやサラ金の返済など、借金がどんどん増え、自分の収入では到底完済できなくなってしまった状態を「多重債務」といいます。多重債務になってしまった場合でも、解決する方法は必ずあります。ひとりで抱え込まず、相談してみましょう。



## 「契約」ってなに？

契約とは、商品を「買いたい」「売りたい」というようなお互いの意思表示が合致することによって法律上の責任が生じる関係と言えます。契約が成立すると、正当な理由がない限り、一方的に取り消すことが出来なくなります。

※口約束でも契約は成立します。



ネット通販で購入ボタンを押す

コンビニで買物をした